

白河市 介護職員初任者研修 及び 実務者研修 資格取得支援事業

～介護分野に就労する方を応援します！！～

1. 趣 旨

慢性的に人材が不足している介護の分野における人材の確保を図るため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）と実務者研修（旧ホームヘルパー1級）の資格取得を支援します。

2. 内 容

白河市に住所を有し、①一般求職者で白河市内、西白河郡および東白川郡の介護事業所などに就労する意欲のある方、又は②介護事業所等で就労している方が、介護職員初任者研修又は実務者研修を受講した後、予算の範囲内において研修受講に要する費用を補助します。

3. 補助対象経費

研修受講に要する経費

※入会金、交通費、保険料、分割払いによる手数料、追試等に係る追加費用及び還付金などは、補助の対象外となります。

4. 補助上限額

介護職員初任者研修	上限6万円
実務者研修	上限20万円

5. 補助対象者

介護職員初任者研修資格取得者	5名
実務者研修資格取得者	5名



6. 補助の要件 以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

(1) 申請時期について

研修を受講する前に補助金の申請を行うこと。

(2) 対象者の資格 以下のいずれかに該当すること

- ・一般求職者であり、令和9年2月末までに研修を修了し、白河市、西白河郡または東白川郡内の介護事業所などで就労、または内定を得ていること。
- ・既に介護事業所等と雇用契約を締結し、就労している方。

裏面に続く

(3) 申請時点における住民条件

- ・申請日以前から白河市民であること。
- ・申請日に市税の滞納がないこと。

(4) 補助対象経費の制限

補助対象経費に関して、白河市以外の補助金やその他の支援を受けていないこと。

(5) 経費の支払い条件

研修終了報告書を提出するまでに、研修に要する費用の支払いを全て終えていること。

7. 申請から決定までの流れ

Step1 補助金申請



研修受講『申込前』に、高齢福祉課へ申請が必要です。
審査に2週間程度かかります。

Step2 受講申込



市から補助金決定通知書が届いたら、研修の申込みをしてください。

Step3 研修受講



年度内に受講を修了してください。一般求職者の方は年度内に、白河市内・西白河郡、東白川郡のいずれかの介護サービス事業所に就労又は内定を得る必要があります。

Step4 修了報告



年度内に、高齢福祉課に研修修了報告書を提出してください。修了報告時に必要な書類は、別途お知らせします。

Step5 支払い

書類を審査のうえ、指定された口座へ補助金を振り込みます。

※ 申請をご希望の方は、研修を受講する前に高齢福祉課へご相談ください。

★申込み・問い合わせ先★

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所 高齢福祉課 高齢者支援係

電話 0248-28-5519